

公益社団法人土木学会 トンネル工学委員会 表彰規程

公益社団法人土木学会
トンネル工学委員会

(総則)

第1条 トンネル工学委員会による研究発表会における表彰は、この規程による。

(目的)

第2条 本規程による表彰は、以下を目的とする。

1. 論文・報告内容の講演技術の向上に寄与する。
2. トンネル研究者、技術者の参加意欲の向上を図る。
3. トンネル工学研究発表会の活性化に貢献する。

(賞の種類)

第3条 表彰は、次のトンネル工学委員会に係わる賞を授与して行う。

1. トンネル工学研究発表会優秀講演賞
2. トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞

(トンネル工学研究発表会優秀講演賞)

第4条 トンネル工学研究発表会優秀講演賞は、トンネル工学研究発表会において、簡潔明瞭で優れた講演を行った土木学会の会員に授与する。

(トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞)

第5条 トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞は、トンネル工学研究発表会において、簡潔明瞭で優れた講演を行った30歳以下(トンネル工学研究発表会講演日)の土木学会の会員に授与する。

(受賞対象者)

第6条 トンネル工学研究発表会の論文は申込み時の講演者、報告は最終原稿提出時の講演者とする。なお、講演者が変更となった場合は対象外とする。また、複数年受賞は可とする(トンネル工学研究発表会優秀講演賞、優秀講演奨励賞、それぞれ3回まで)。

(賞の決定)

第7条 賞の決定は以下の手順により行う。

1. 論文集特集号(トンネル工学)編集小委員会は、別途定めるトンネル工学研究発表会優秀講演賞/優秀講演奨励賞審査要領に基づき、受賞候補者を決定する。
2. 論文集特集号(トンネル工学)編集小委員会委員長は、受賞候補者をトンネル工学委員会に推薦する。
3. トンネル工学委員会は、受賞者を決定する。

(表彰の時期・方法)

第8条 表彰は、土木学会トンネル工学委員会委員長名で行う。

トンネル工学委員会のホームページにおいて、氏名を発表するとともに、後日、表彰状を送付する。

(変更)

第9条 この規程は、トンネル工学委員会の議決により変更することができる。

付則 この規程は、2002年度、第12回トンネル工学研究発表会から施行する。

制 定	2002年	9月20日
一部改正	2006年	6月 8日
一部改正	2006年	9月27日
一部改正	2006年	12月 7日
一部改正	2007年	11月20日
一部改正	2010年	2月10日
一部改正	2010年	12月 3日
一部改正	2014年	1月22日
一部改正	2021年	5月10日
一部改正	2021年	11月15日
一部改正	2024年	10月25日